

日時・場所 / 5月31日(木) 17:45~19:15
町立中標津病院

根室市外三郡医師会
第114回学術講演会

「Common Disease に使えるサイエンス漢方処方」

静仁会静内病院院長 井齋偉矢

参加資格及び取得単位／特に制限なし(1.5単位)

カリキュラムコード / 83

連絡先 / 町立中標津病院 山根 ☎0153-72-8200

日時・場所 / 5月31日(木) 19:00~20:30
釧路プリンスホテル

釧路市医師会ほか
釧路てんかんセミナー

「てんかん診療Up-to-Date」

札幌医大医学部脳神経外科学教授 三國信啓

参加資格及び取得単位／特に制限なし(1単位)

カリキュラムコード / 35,73

連絡先 / 釧路市医師会 松岡 ☎0154-41-3626

お知らせ 「緊急臨時的医師派遣事業実施要綱」の改正について

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

平成20年6月より実施しております本事業は、関係団体の協力を得まして都市部の医療機関から医師の確保が困難な地域の医療機関に対し、緊急臨時的に医師を派遣いただいているところです。

今般、「原子力医療活動実施要領」の策定（「緊急被ばく医療活動実施要領」の改正）に伴い、原子力災害医療を担う医療機関の区分が変更となったことから、平成30年4月1日付けで本事業実施要綱を改正いたしました。なお、改正に伴う対象医療機関の変更はありません。

本事業は、緊急臨時的な医師の不足に対し、即効性のある対策として大きな役割を担っているところであり、関係団体はじめ医療機関の皆様におかれましては、今後とも御協力をお願いいたします。

緊急臨時的医師派遣事業実施要綱の改正内容

旧	新
<p>派遣延長が可能な期間 運営委員会において派遣延長が必要と認める場合には、6ヶ月毎に協議の上、最長2年まで延長可能とする。</p> <p>ただし、地域センター病院、初期被ばく医療機関および圏域内の医師数が少ない地域（※）の医療機関については、2年を超える派遣期間の延長を可能とする。</p> <p>なお、この取扱いは、同一の派遣先医療機関における同一の診療科への派遣に対するものであり、派遣元医療機関が変更になった場合も同様とする。 ※人口10万人当たりの医療施設従事医師数が全道平均の1/2以下の圏域</p>	<p>派遣延長が可能な期間 運営委員会において派遣延長が必要と認める場合には、6ヶ月毎に協議の上、最長2年まで延長可能とする。</p> <p>ただし、地域センター病院、原子力災害医療協力機関および圏域内の医師数が少ない地域（※）の医療機関については、2年を超える派遣期間の延長を可能とする。</p> <p>なお、この取扱いは、同一の派遣先医療機関における同一の診療科への派遣に対するものであり、派遣元医療機関が変更になった場合も同様とする。 ※人口10万人当たりの医療施設従事医師数が全道平均の1/2以下の圏域</p>